

霊柩運送事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
新 旧 対 照 表

令和3年12月8日

改訂後	改訂前
<p data-bbox="174 384 1048 459">霊柩運送事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (第3版)</p> <p data-bbox="120 523 264 555">1. はじめに</p> <p data-bbox="120 579 1093 770">本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」 (令和2年3月28日(令和2年5月14日変更)、以下「対処方針」という。)をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、霊柩運送事業における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。</p> <p data-bbox="120 847 1102 1090">霊柩運送事業は、我が国の国民生活や経済活動を支える重要なインフラであるため、対処方針においても、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、最低限の業務の継続が求められている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。</p> <p data-bbox="120 1166 1093 1409">このため、事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の運行形態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすことが望まれる。</p>	<p data-bbox="1182 384 2056 459">霊柩運送事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (第2版)</p> <p data-bbox="1128 523 1272 555">1. はじめに</p> <p data-bbox="1128 579 2101 770">本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」 (令和2年3月28日(令和2年5月14日変更)、以下「対処方針」という。)をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、霊柩運送事業における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。</p> <p data-bbox="1128 847 2110 1090">霊柩運送事業は、我が国の国民生活や経済活動を支える重要なインフラであるため、対処方針においても、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、業務の継続が求められている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。</p> <p data-bbox="1128 1166 2101 1409">このため、事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の運行形態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力する。</p>

また、自らの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援にも、積極的に貢献していくことをお願いしたい。

なお、本ガイドラインは、緊急事態措置を実施する期間中のみならず、当該期間後においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチン接種などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。

また、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、事業所の立地や運行形態等を十分に踏まえ、事業所内、事業用自動車内、運行経路、立寄先や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等の感染を防止するよう努めるものとする。~~このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。~~

また、変異株の拡大も踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路に応じた感染防止策を講じる。オフィス、休憩室等はもとより車両内部や共同生活空間等、特に密になりやすい空間の共用を極力避けるか、やむを得ない場合、換気徹底、パーティション設置、マスク常時着用、会話は控える等の対策を徹底する。

特に、感染リスクが高まる「5つの場面」においては、以下の対策を従業員等に周知する。

- ・(場面1) 飲食を伴う懇親会等

また、自らの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援にも、積極的に貢献していくことをお願いしたい。

なお、本ガイドラインは、緊急事態措置を実施する期間中のみならず、当該期間後においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。

また、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、事業所の立地や運行形態等を十分に踏まえ、事業所内、事業用自動車内、運行経路、立寄先や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等の感染を防止するよう努めるものとする。このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

飲酒の影響により大きな声になる、注意力が低下する、特に狭い空間に長時間大人数が滞在すると感染リスクが高まるため、飲酒を伴う懇親会の開催は慎む。

・(場面2)大人数や長時間に及ぶ飲食

長時間に及ぶ飲食、大人数(5人以上)の飲食では感染リスクが高まることから、やむを得ず飲食を行う場合は少人数(4人以下)、短時間とすること。会話の際にはマスクを着用すること。座席配置は、斜め向かいを基本とし、正面や真横は基本避け、飛沫防止のためアクリル板等で区切ること。

・(場面3)マスクなしでの会話

マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ感染での感染リスクが高まるため、マスクを正しく装着すること。マスク装着の際は、口と鼻の全体を覆い、顔の横等の隙間を塞ぐこと。マスクの着用法について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ(新型コロナウイルス感染症)」を参照する。

・(場面4)狭い空間での共同生活

社員寮や研修所での狭い空間での共同生活は、長時間に渡り閉鎖空間が共有され感染リスクが高まるため、従業員間の距離確保、定期的な換気、仕切り設置、マスク徹底などにより密にならないよう措置すること。手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の定期的な消毒の実施など、感染防止のための基本的な対策を徹底すること。

・(場面5)居場所の切り替わり

仕事での休憩時間の際、休憩室、喫煙所、更衣室等に居場所が切り替わる際、気のゆるみや環境の変化により感染リスクが高まる恐れがあることから、入退室の前後の手洗いの徹底、休憩の際はできる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努めること、休憩時間をずらす等の工夫、アクリル板等の設置、屋内

休憩施設の場合は換気を徹底するなど、感染防止のための基本的な対策を徹底すること。

三密(密集・密閉・密接)のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるよう日頃から徹底する。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- ・ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・ 国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康管理

- ・ 従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いが重点的に確認する。また、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- ・ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・ 国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康管理

- ・ 従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いが重点的に確認する。また、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合においても、自宅待機とする。(運転者の健康管理については、「(8)運転者に対する点呼」の内容も参照すること。)

接触がある場合においても、自宅待機とする。(運転者の健康管理については、「(8)運転者に対する点呼」の内容も参照すること。)

- ・ 発熱やせき等の症状があり自宅待機となった従業員については、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針などを参考にす。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・ 従業員に対して、毎日十分な睡眠を取り、休日は休養に努めることや、バランスのとれた食事摂取を心がけること等、(免疫力が低下しないように)生活習慣についての注意喚起を行う。
- ・ 職場における検査の更なる活用・徹底を図るために、下記の取組を実施する。
 - ① 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
 - ② 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
 - ③ 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合は、速やかに医療機関に受診させる。受診が困難な場合や、従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合は、本人の同意を得た上で、抗原簡易キットを活用した検査を促す。
 - ④ 職場内での抗原簡易キットの使用にあたっては、検体採取に関する注意点等を理解した従業員の管理下での自己検体採取を行い、検査結果の理解とともに、結果に基づく適切な対応に努めること。
 - ⑤ 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。

- ・ 発熱やせき等の症状があり自宅待機となった従業員については、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針などを参考にす。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・ 従業員に対して、毎日十分な睡眠を取り、休日は休養に努めるよう求める。

⑥抗原簡易キットは国が承認したものを使用するのが望ましい。これらの取り扱いについての注意、具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記URLを参照する。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)

⑦抗原簡易キットでの検査を実施する場合は、予め医療機関との連携を図り、検査実施後の対応について確認していくことが望ましい。

⑧寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境(労働集約的環境)、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。

(3)通勤

- ・ テレワーク(在宅やサテライトオフィスでの勤務)、時差出勤、ローテーション勤務(就労日や時間帯を複数に分けた勤務)、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・ 自家用車、自転車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、これを励行する。

(3)通勤

- ・ テレワーク(在宅やサテライトオフィスでの勤務)、時差出勤、ローテーション勤務(就労日や時間帯を複数に分けた勤務)、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・ 自家用車、自転車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、これを励行する。

- ・ それ以外の従業員についても、時差出勤の励行、従業員用の通勤バスの運行などにより、公共交通機関の利用の緩和を図る。また、公共交通機関を利用する従業員には、マスクの着用や、私語をしないこと等を徹底する。

(4) 事業所での勤務

- ・ 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん、手指消毒液などを配置する。
- ・ 従業員に対し、休憩時間を含む勤務中のマスク等の装着を徹底する。
- ・ 変異株の拡大も踏まえ、正しいマスクの着用について施設内で掲示等を行い周知するとともに、咳エチケットについて徹底する。
- ・ 十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた適切なマスクの着用を行う(品質の確かな、できれば不織布を着用)。
- ・ 変異株の拡大も踏まえ、大声を出さないように施設内で掲示等を行うなど、啓発徹底を行う。なお、大声を出す者がいた場合は、個別に注意を行う。また、職場の室内等でマスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨を周知する。
- ・ 飛沫感染防止のため、座席配置等はできるだけ2メートルを目安に広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する(その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する。)
- ・ 変異株の拡大を踏まえ、適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気(1時間2回以上、1回に5分間以上)を徹底する。

- ・ それ以外の従業員についても、時差出勤の励行などにより、公共交通機関の利用の緩和を図る。また、公共交通機関を利用する従業員には、マスクの着用や、私語をしないこと等を徹底する。

(4)事業所での勤務

- ・ 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん、手指消毒液などを配置する。
- ・ 従業員に対し、休憩時間を含む勤務中のマスク等の装着を徹底する。
- ・ 飛沫感染防止のため、座席配置等はできるだけ2メートルを目安に広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する(その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する。)

- ・ 乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が40%以上になるよう適切な加湿を行う。
- ・ また、換気に加えて、CO2測定装置の設置と常時モニター(1000PPM 以下)の活用を検討する。なお、CO2測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。
- ・ HEPAフィルター式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。
- ・ 寒冷な場面の場合であっても、暖気を維持しながら、常時換気又はこまめな換気を徹底する。その場合、換気量を維持しながら、暖気を保つため、こまめに大きく窓開けするのではなく、常時小さく窓開けする等の工夫は可とする。
- ・ 窓のない部屋や会議室等では、対角線上に2か所のドアを開け、扇風機を回すなどで換気を行う。また、別配管の強制排気装置システムや空中殺菌装置などを設置することが望ましい。
- ・ 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。
- ・ 人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽し、使用したアクリル板などは頻繁に消毒する。
- ・ 外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかない。
- ・ 出張は、地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる。
- ・ 外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ・ 会議やイベントは極力オンラインで行い、身体的距離最低1メートル以上を確保できない参加者が見込まれる、オンラインではない会議やイベントの開催は、原則として行わない。

- ・ 窓が開く場合、1時間に2回程度、窓をあけ換気に努める。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。また、別配管の強制排気装置システムや空中殺菌装置などを設置することが望ましい。
- ・ 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。
- ・ 人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ 外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかない。
- ・ 出張は、地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる。
- ・ 外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ・ 会議やイベントは極力オンラインで行い、身体的距離最低1メートル以上を確保できない参加者が見込まれる、オンラインではない会議やイベントの開催は、原則として行わない。

- ・ 少人数の会議については、必要性を検討の上で判断（時期の見直し、テレビ会議等での代替を検討）する。対面で行う場合は、会議室の椅子を減らしたり、机等に印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。
- ・ オンラインではない社外の会議やイベント等については、必要性を検討の上、可能な限り参加を控える。参加する場合は、最小人数とし、マスク着用を徹底する。
- ・ 採用説明会や面接等については、テレビ会議等で実施するなど工夫する。
- ・ テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドラインなどを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。
- ・ 事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等により、従業員に対して感染防止対策を周知する。

(5) 事業所での休憩・休息スペース

- ・ 施設内共用部(出入口、休憩室、更衣室、食堂、喫煙室)やウイルスが付着した可能性のある場所(トイレ、手すり、ドアノブ、テーブル・椅子、調味料等)の定期的かつこまめな消毒を徹底する。消毒方法については、例えば厚生労働省HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。
- ・ 施設内の消毒に関しては、誰がいつ行うかを示したルール等を決め、管理責任者を置く。
- ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗い・消毒を徹底する。
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努めるとともに、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、~~いわゆる~~密集・密閉・密接を避けることを徹底する。

- ・ 少人数の会議については、必要性を検討の上で判断（時期の見直し、テレビ会議等での代替を検討）する。対面で行う場合は、会議室の椅子を減らしたり、机等に印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。
- ・ オンラインではない社外の会議やイベント等については、必要性を検討の上、可能な限り参加を控える。参加する場合は、最小人数とし、マスク着用を推奨する。
- ・ 採用説明会や面接等については、テレビ会議等で実施する。
- ・ テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドラインなどを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。
- ・ 事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等により、従業員に対して感染防止対策を周知する。

(5) 事業所での休憩・休息スペース

- ・ 共有する物品(テーブル、椅子等)は、定期的に消毒する。
- ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。

~~休憩・休息スペースでは、原則としてマスクを着用する。~~

- ・ 食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか、会話の場合はマスクを必ず着用する。
- ・ 食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。

(6)トイレ

- ・ 便器は通常の清掃で構わないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・ 便器に蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ 共用のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。
- ・ ハンドドライヤーについては最近のエビデンスに基づき、メンテナンスや清掃等の契約を確認し、また、アルコール消毒その他の適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合は、使用を可とする。

(7) 車両・設備・器具

- ・ 事業用自動車内など消毒作業(車内及びストレッチャーや周辺の架台レールやペダル及びフロアマット、キーなどの殺菌消毒)を徹底する。
- ・ 運転席と後部座席の間に防護スクリーンを設置すること等により、飛沫感染を防止するよう努める。
- ・ ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いすなどの共有設備について、洗浄・消毒を行う。

- ・ 休憩・休息スペースでは、原則としてマスクを着用する。

- ・ 食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。

(6)トイレ

- ・ 便器は通常の清掃で構わないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・ 便器に蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ ハンドドライヤーは利用を止め、共用のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

(7) 車両・設備・器具

- ・ 事業用自動車内など消毒作業(車内及びストレッチャーや周辺の架台レールやペダル及びフロアマット、キーなどの殺菌消毒)を徹底する。
- ・ 運転席と後部座席の間に防護スクリーンを設置すること等により、飛沫感染を防止するよう努める。
- ・ ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いすなどの共有設備について、洗浄・消毒を行う。

- ・ 車両点検用工具などの共用器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。

※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

- ・ **ユニフォーム等についてはこまめに洗濯を行う。**
- ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

(8) 運転者に対する点呼

- ・ 対面により運転者に対して点呼を行う際には、適切な距離を保つこと、運行管理者等(点呼を行う運行管理者又は補助者をいう。)と運転者の間にアクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置すること、換気を徹底すること等により、いわゆる「三つの密」を避けるための取組を行う。また、運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底する。
- ・ 運行管理者は、運転者の日々の体温を記録することにより、体温に変化(約1℃)がみられた場合には聞き取りを行う等注意を払うことが望ましい。
- ・ 疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定の結果を報告させることによる体調の確認を行うこと等により、健康状態を確実に把握するとともに、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、自宅待機とする。
- ・ 始業点呼時に、マスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策が取れていることを確認する。

- ・ 車両点検用工具などの共用器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。

※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

- ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

(8) 運転者に対する点呼

- ・ 対面により運転者に対して点呼を行う際には、適切な距離を保つこと、運行管理者等(点呼を行う運行管理者又は補助者をいう。)と運転者の間にアクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置すること、換気を徹底すること等により、いわゆる「三つの密」を避けるための取組を行う。また、運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底する。
- ・ 運行管理者は、運転者の日々の体温を記録することにより、体温に変化(約1℃)がみられた場合には聞き取りを行う等注意を払うことが望ましい。
- ・ 疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定の結果を報告させることによる体調の確認を行うこと等により、健康状態を確実に把握するとともに、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、自宅待機とする。
- ・ 始業点呼時に、マスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策が取れていることを確認する。

- ・ 酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、**できるだけ使い捨てマウスピースを使用するとともに**、こまめに除菌することや車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底する。**不明な点は必ず使用メーカーに確認して、除菌は適切に行うこと。**

(9)ご遺体搬送

①新型コロナウイルス感染症又は感染の疑いのあるご遺体の搬送

- ・ 搬送の依頼が入った時点及び作業現場で、家族だけでなく病院・警察など関係者から死因を確認し、新型コロナウイルス感染症又は感染の疑いのあるご遺体であった場合(肺炎等)は、必要な防護用品(例:マスク、ニトリル手袋、ゴーグル、フェイスシールド、ガウン、消毒液等)の準備を確認した上で出発する。車内に着ている防護服や手袋などを捨てる袋を用意して、不用意にポケットなどに入れないようにする。
- ・ 感染症拡大防止対策のため、通常のご遺体搬送と違う対応が必要な場合(防護用品を着用する、24時間以内に火葬を行う等)には、ご遺族に十分説明し同意を得た上で、故人様の尊厳とご遺族の心情に配慮して搬送業務を行う必要がある。
- ・ ご遺体が、病院内、警察署内、もしくは自宅等にある場合で、PCR検査中のときは、検査結果が判明するまで搬送を行わないことが望ましい。ただし、非透過性納体袋に納められ消毒済みのご遺体を納棺した後での搬送は可能である。
- ・ 繰り返し使用する防護用品は、作業毎の除菌洗浄が望ましい。

- ・ 酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌することや車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底する。

(9)ご遺体搬送

①新型コロナウイルス感染症又は感染の疑いのあるご遺体の搬送

- ・ 搬送の依頼が入った時点及び作業現場で、家族だけでなく病院・警察など関係者から死因を確認し、新型コロナウイルス感染症又は感染の疑いのあるご遺体であった場合(肺炎等)は、必要な防護用品(例:マスク、ニトリル手袋、ゴーグル、フェイスシールド、ガウン、消毒液等)の準備を確認した上で出発する。車内に着ている防護服や手袋などを捨てる袋を用意して、不用意にポケットなどに入れないようにする。
- ・ 感染症拡大防止対策のため、通常のご遺体搬送と違う対応が必要な場合(防護用品を着用する、24時間以内に火葬を行う等)には、ご遺族に十分説明し同意を得た上で、故人様の尊厳とご遺族の心情に配慮して搬送業務を行う必要がある。
- ・ ご遺体が、病院内、警察署内、もしくは自宅等にある場合で、PCR検査中のときは、検査結果が判明するまで搬送を行わないことが望ましい。ただし、非透過性納体袋に納められ消毒済みのご遺体を納棺した後での搬送は可能である。
- ・ 繰り返し使用する防護用品は、作業毎の除菌洗浄が望ましい。

- ・ 標準予防策、飛沫感染予防、接触感染予防を意識し、死因に合わせた安全な搬送を行う。また、運転席とご遺体積載場所とは、なるべく隔壁等により隔離することが望ましいとともに、搬送中は車内の換気に努める。
- ・ ご遺族が感染していることも否定できないため、検査をしているかどうか確認した上で、検査実施の有無あるいはその検査結果に関わらず、ご遺族は同乗させないことが望ましい。
- ・ 搬送する際には、スタッフは、マスク、ニトリル手袋(二重)、防水性の高い防護ガウンもしくは白衣などの着脱容易な長袖の上着を装着して搬送業務に従事し、感染症の情報の有無に関わらず、手袋をつけ、マスクを着用して対応することが望ましい。また、車内には防護用品(N95 サージカルマスク、ゴーグル、フェイスシールド、ニトリル手袋、靴カバー、防護服、非透過性納体袋、非接触体温計、除菌・殺菌剤、使い捨てウエス、廃棄袋など)の予備を用意しておくことが望ましい。
- ・ 病院内において、ICU、HCU 並びに隔離された空間内へ立ち入って作業する場合、通常の院内作業で使用している防護用品よりも高性能な物を使用したり使用個数を増やすなど、より一層の注意をはらうことが望ましい。また、搬送作業後の手洗い消毒等もより念入りに行うことが望ましい。
- ・ 非透過性納体袋に収納・密閉後に表面の消毒が行われている場合の搬送における運転中は手袋、マスクの着用のみでも可能である。
- ・ ご遺体の搬送時は、使い切りのストレッチャーフトン等を使用することが望ましい。
- ・ 死因を問わず、消毒薬を染みこませた綿花等で故人の鼻ならびに口周辺を覆い、鼻腔内、口腔内からの体液等の漏出防止策をとっておくこと。

- ・ 標準予防策、飛沫感染予防、接触感染予防を意識し、死因に合わせた安全な搬送を行う。また、運転席とご遺体積載場所とは、なるべく隔壁等により隔離することが望ましいとともに、搬送中は車内の換気に努める。
- ・ ご遺族が感染していることも否定できないため、検査をしているかどうか確認した上で、検査実施の有無あるいはその検査結果に関わらず、ご遺族は同乗させないことが望ましい。
- ・ 搬送する際には、スタッフは、マスク、ニトリル手袋(二重)、防水性の高い防護ガウンもしくは白衣などの着脱容易な長袖の上着を装着して搬送業務に従事し、感染症の情報の有無に関わらず、手袋をつけ、マスクをして対応することが望ましい。また、車内には防護用品(N95 サージカルマスク、ゴーグル、フェイスシールド、ニトリル手袋、靴カバー、防護服、非透過性納体袋、非接触体温計、除菌・殺菌剤、使い捨てウエス、廃棄袋など)の予備を用意しておくことが望ましい。
- ・ 非透過性納体袋に収納・密閉後に表面の消毒が行われている場合の搬送における運転中は手袋、マスクの着用のみでも可能である。
- ・ ご遺体の搬送時は、使い切りのストレッチャーフトン等を使用することが望ましい。
- ・ 死因を問わず、消毒薬を染みこませた綿花等で故人の鼻ならびに口周辺を覆い、鼻腔内、口腔内からの体液等の漏出防止策をとっておくこと。

- ・ 搬送時には、ご遺体を非透過性納体袋に入れて、70%濃度以上のアルコール消毒剤もしくは次亜塩素酸ナトリウムでその表面を消毒することが有効である。

※厚生労働省では非透過性納体袋に収納・密閉後に表面の消毒を行えば、それ以上の特別な感染予防策は不要としている。

- ・ 非透過性納体袋を取り扱うときは、使い捨てのニトリル手袋を着用する。
- ・ 車庫に戻る、もしくは手洗いが可能な場所へ移動したら、防護具を外した後、液体石けんと水で少なくとも 20 秒間手を洗うこと。手洗いが難しい場合は、少なくとも 60%のアルコールを含むアルコールベースの手指消毒剤を使用して、手指衛生を行う。消毒剤の使用よりも、手洗いを優先すること。特に手が見えて汚れている場合は、必ず石けんと水で手洗いをする必要がある。
- ・ ご遺体をストレッチャーに乗せ、車に乗せた時点で、ハンドルを握る前に手袋を外し、手指消毒を行い運転する。

②ご遺体搬送運行中(①以外の通常の搬送を含む。)

- ・ 2名以上が乗車中の場合、~~乗務員は~~、運行中はマスクの着用と換気を徹底する。
- ・ 同乗ご遺族の意向を確認した上で、エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行うとともに、車内換気を行っていることを告げる等により、同乗ご遺族が安心して利用することができるよう配慮する。
- ・ 同乗ご遺族降車後に、窓を開けて換気する等の車内換気に努める。
- ・ 気温・湿度の高い中でのご遺体搬送において、人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合には、車外に出てマスクをはずす。マスクを着用している時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩をとるとともに、こまめに水分を補給する。

- ・ 搬送時には、ご遺体を非透過性納体袋に入れて、70%濃度以上のアルコール消毒剤もしくは次亜塩素酸ナトリウムでその表面を消毒することが有効である。

※厚生労働省では非透過性納体袋に収納・密閉後に表面の消毒を行えば、それ以上の特別な感染予防策は不要としている。

- ・ 非透過性納体袋を取り扱うときは、使い捨てのニトリル手袋を着用する。
- ・ 車庫に戻る、もしくは手洗いが可能な場所へ移動したら、防護具を外した後、液体石けんと水で少なくとも 20 秒間手を洗うこと。手洗いが難しい場合は、少なくとも 60%のアルコールを含むアルコールベースの手指消毒剤を使用して、手指衛生を行う。消毒剤の使用よりも、手洗いを優先すること。特に手が見えて汚れている場合は、必ず石けんと水で手洗いをする必要がある。
- ・ ご遺体をストレッチャーに乗せ、車に乗せた時点で、ハンドルを握る前に手袋を外し、手指消毒を行い運転する。

②ご遺体搬送運行中(①以外の通常の搬送を含む。)

- ・ 2名以上が乗車中の場合、乗務員は、運行中はマスクの着用を徹底する。
- ・ 同乗ご遺族の意向を確認した上で、エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行うとともに、車内換気を行っていることを告げる等により、同乗ご遺族が安心して利用することができるよう配慮する。
- ・ 同乗ご遺族降車後に、窓を開けて換気する等の車内換気に努める。
- ・ 気温・湿度の高い中でのご遺体搬送において、人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合には、車外に出てマスクをはずす。マスクを着用している時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩をとるとともに、こまめに水分を補給する。

- ・ 乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認められた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。
- ・ 帰庫時には事業用自動車内など消毒作業(車内及びストレッチャーや周辺の架台レールやペダル及びフロアマット、キーなどの殺菌消毒)を徹底する。

(10)事業所等への立ち入り

- ・ 取引先等の外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
- ・ このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、**事業所内**での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。

(11)従業員に対する協力をお願い

- ・ 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行う。
- ・ 公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。
- ・ 発熱や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。

- ・ 乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認められた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。
- ・ 帰庫時には事業用自動車内など消毒作業(車内及びストレッチャーや周辺の架台レールやペダル及びフロアマット、キーなどの殺菌消毒)を徹底する。

(10)事業所等への立ち入り

- ・ 取引先等の外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
- ・ このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、オフィス内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。

(11)従業員に対する協力をお願い

- ・ 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行う。
- ・ 公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。
- ・ 発熱や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。

- ・ 接触確認アプリ(COCOA)のダウンロード推奨や、各店舗等における利用者のQRコード読取システムを含む各地域通知サービスの登録を推奨する。
- ・ 取引先等企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

(12)利用者に対する協力をお願い

- ・ 事業所内に立ち入る利用者に対して、感染防止対策を示したチラシの掲示・配布を行う等により、感染拡大防止について協力を求める。

(13)感染者が確認された場合の対応

①従業員の感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関の指示に従う。
- ・ 従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局等に連絡する。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。
- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

- ②複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合
保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

(14)その他

- ・ 総括安全衛生管理者や安全衛生推進者等と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。

- ・ 取引先等企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

(12)利用者に対する協力をお願い

- ・ 事業所内に立ち入る利用者に対して、感染防止対策を示したチラシの掲示・配布を行う等により、感染拡大防止について協力を求める。

(13)感染者が確認された場合の対応

①従業員の感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関の指示に従う。
- ・ 従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局等に連絡する。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。
- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

- ②複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合
保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

(14)その他

- ・ 総括安全衛生管理者や安全衛生推進者等と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。

- ・ 新型コロナウイルスの感染予防にあたっては、本ガイドラインに加えて、厚生労働省、経済産業省が作成した「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」及び一般社団法人全国霊柩自動車協会が作成した「新型インフルエンザ対策マニュアル〈遺体搬送〉」も参考にする。

- ・ 添付のチェックリストを活用し、感染症予防対策を徹底する。

(以上)

- ・ 新型コロナウイルスの感染予防にあたっては、本ガイドラインに加えて、一般社団法人全国霊柩自動車協会が作成した「新型インフルエンザ対策マニュアル〈遺体搬送〉」も参考にする。
- ・ また、日本医師会 総合政策研究機構 対新型コロナウイルス特別医療タスクフォース『ご遺体の搬送・葬儀・火葬の実施マニュアル支援プロジェクト』が作成した「新型コロナウイルス感染症 ご遺体の搬送・葬儀・火葬の実施マニュアル」も参考にする。

(以上)